

令和3年度第3回岐阜県事業評価監視委員会

議事要旨

1. 日時：令和3年8月27日（金）13：30～15：20

2. 場所：岐阜県水産会館 中会議室（WEB 併用）

3. 出席委員

岐阜大学 教授 工学部	八嶋 厚
岐阜大学 教授 工学部	篠田 成郎
岐阜工業高等専門学校 准教授 環境都市工学科	水野 剛規
岐阜大学 教授 社会システム経営学環	三井 栄
岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
岐阜県森林組合連合会 前理事	石田 五秀
岐阜商工会議所 副会頭	井手口 哲朗
岐阜県商工会女性部連合会 前副会長	河村 真喜子
岐阜県農業協同組合中央会 前専務理事	松永 政人
公募 自営業 NPO法人 WOOD AC 理事	塩田 佳子
公募 会社員	森下 智代巳

4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が署名委員として河村委員、塩田委員、篠田副委員長を指名。

5. 議事

(1) 事後評価実施箇所（令和2年度案件）の説明及び審議

- 1) 農業農村整備事業 [県事業]：県営湛水防除事業「柳瀬地区」
- 2) 道路事業 [県事業]：道路改築事業「(国) 417号 横山鶴見バイパス」

(2) 再評価実施箇所の説明及び審議

- 1) 農業農村整備事業 [県事業]：県営広域農道整備事業「郡上南部」
- 2) 道路事業 [県事業]：道路改築事業「(一) 大垣江南線 長良川新橋工区」
- 3) 道路事業 [県事業]：道路改築事業「(国) 360号 種蔵・打保バイパス工区」
- 4) 河川事業 [県事業]：広域河川改修事業「一級河川 伊自良川」
- 5) 河川事業 [県事業]：広域河川改修事業・大規模特定河川事業「一級河川 鳥羽川」
- 6) 河川事業 [県事業]：広域河川改修事業「一級河川 石田川」

(3) 委員会開催計画の変更

6. 議事要旨

(1) 事後評価実施箇所（令和2年度案件）の説明及び審議

1) 農業農村整備事業〔県事業〕

- ・ 審議事業：県営湛水防除事業「柳瀬地区」
- ・ 説明者：農地整備課 農地防災対策室長 下里篤司

【審議】

篠田副委員長

今回の事業は、これまでの設備が老朽化したため実施した、との説明でしたでしょうか。

説明者（下里室長）

ポンプ設備の機能低下と立地条件の変化により、排水能力が低下したため実施しました。

篠田副委員長

ポンプ能力は規格で決まっているものなので、それが機能低下するということが理解できないのですが。

説明者（下里室長）

経年により、排水量は減ると考えます。

篠田副委員長

実際にどのくらい減ったのでしょうか。つまり、ポンプの更新だけでよかったのではないかとその意見も成り立ちませんか。

説明者（下里室長）

実際に調整池等を締め切ってポンプ能力を測定する場合がありますが、今回は平野井川に隣接しており実施できませんでしたので、代わりに圧力等によるポンプの試験を実施しました。その結果、3割程度の能力低下がありました。それに揚程の変化も加わり、今回再整備するに至りました。

篠田副委員長

揚程について説明してください。

説明者（下里室長）

地盤沈下の影響や揖斐川の高水位の上昇により平野井川との水位差が大きくなりましたので、水を持ち上げる高さを大きくしたということになります。

篠田副委員長

それであれば、今回の改修の理由を、施設の老朽化と説明されていましたが、それよりもシビアなのが、排水対象エリアの地盤沈下と外水位である揖斐川高水位の上昇、こちらの方がより重要な理由になりませんか。

説明者（下里室長）

はい、立地条件の変化を主体に説明するべきだったかもしれません。

篠田副委員長

そうですね。3割の減であれば、ポンプ1台を追加するなり、新しいポンプを更新すれば良い訳ですから、それだけでは解消できない根本的な問題が生じたため、今回のような施設改修が必要であった、ということになりますよね。

説明者（下里室長）

はい。

篠田副委員長

それであれば、普通に理解できます。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）を了承する。

2) 道路事業 [県事業]

- ・ 審議事業：道路改築事業「(国) 417号 横山鶴見バイパス」
- ・ 説明者：道路建設課 課長 林 誠

【審議】

水野委員

今回、走行時間はかなり短縮できたと思いますが、一方、観光等による交通量の増加については、平成30年度に完成したばかりで評価しにくいかもしれませんが、どのような状況でしょうか。

説明者（林課長）

事前事後で実際の交通量の調査はしていませんので実際何台という検証はできていませんが、ここ数年はコロナの影響もあり、各観光施設への客数が減っており、交通量は減少している状況と思われま

水野委員

わかりました。現在建設中の冠山峠道路が完成すると、アクセスが便利になり交通量が増加すると思います。その影響も含めて、今後、効果が明らかになってくるのかなと思います。

八嶋委員長

旧道は廃道したのですか。

説明者（林課長）

町道として管理されています。

八嶋委員長

「改善措置の必要性」に関することですが、廃道していないということは、もともと旧道にあった要対策箇所について、県が手当てをして移管したのか、危険なまま移管したのか、どちらでしょうか。

説明者（林課長）

バイパスを整備する前から、現道を供用していましたので、その間、必要な防災工事は手当てをしてきましたが、改めて町道として管理していただくという位置付けで、特段、防災工事等を実施したということはありません。

八嶋委員長

移管された町の方は当然ながら管理基準が下がり、同じ基準で防災対策云々ということはありませんので、これは意見としてですが、廃道しないで移管する場合は、将来、町に負担がかからないよう措置をして、その措置が、町で受け入れられるレベルのものか確認した後に、「改善措置の必要性はない」という判断を説明されないと、あまりにも縦割りの話になってしまうので、今後ともそういう点についてご留意頂きたいと思います。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）を了承する。

(2) 再評価実施箇所の説明及び審議について

1) 農業農村整備事業 [県事業]

- ・ 審議事業：県営広域農道整備事業「郡上南部」
- ・ 説明者：農地整備課 技術指導監 鳥本勝則

【審議】

石田委員

今回は阿多岐ダムまでの事業計画となっていますが、阿多岐ダムから高鷲方面の地域も農業が発展しています。この地域での計画はどのようになっていますか。

説明者（鳥本技術指導監）

前身の事業「郡上北部地区」で、国道 156 号まで接続する農道を整備済みです。今回の事業は、その後身の事業となります。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

2) 道路事業 [県事業]

- ・ 審議事業：道路改築事業「(一) 大垣江南線 長良川新橋工区」
- ・ 説明者：道路建設課 課長 林 誠

【審議】

池田委員

タイムスケジュールについて、現時点での工事全体の進捗率は6%ということですが、計画どおり令和9年度の完了が達成できる見込みかどうか、現時点の状況を教えて下さい。

説明者（林課長）

予算やコロナの状況等、諸事情もありますが、今のところは計画通りに進めたいと考えています。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

3) 道路事業 [県事業]

- ・ 審議事業：道路改築事業「(国) 360 号 種蔵・打保バイパス工区」
- ・ 説明者：道路建設課 課長 林 誠

【審議】

石田委員

宮川1号、2号トンネルの間の区間は線形が曲がっている。この辺りには住家が密集しているのですか。

説明者（林課長）

密集とまではいかないですが、民家等のエリアがございます。現在2号トンネルの工事を実施していますが、完成したときに町道を介して2号トンネルを部分供用し、事業効果を出していきたいと考えています。

石田委員

トンネル1本でドンと抜かずに、この区間だけオープンになっている理由があると思いますが、住民からの要望でしょうか。

説明者（林課長）

そういうこともあります。地形的な条件から、トンネル1本で抜くのか、それとも外へ出るのかについて、コストの面も考慮しながら、検討して決定しています。

八嶋委員長

先ほど審議した大垣江南線は都市部での事業ですけど、計画どおり令和8年か9年頃に完了し遅れない、ところが、本事業はもともと同じような完了年度でしたが、完了年度を5年延長しているということは、予算状況のことはもちろんあると思いますが、どの事業に集中的に予算を使うのかという判断をするときに、都市部の事業を優先するということがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

説明者（林課長）

もちろん、色々な面で、効果の面でも、街中の道路整備と山間部の道路整備とでは異なる面があります。しかし、都市部の方だけを優先するというような考えはございません。その時の予算の状況とか、事業の進捗の度合に応じて、どういった事業展開をしていくかを考えてやっています。

八嶋委員長

素人的は、国道360号の方が人はあまり住んでいないし、用地取得は都市部よりやり易いのかな、と思ったりします。どちらも色々な便益があるとは思いますが、同じ委員会に同じ終了計画年度のものが諮られ、先ほど池田委員からの質問にあったように、一方は終了年度を変更しない、もう一方は現時点で5年間延長した計画となっています。何か考えがありこうした違いが生じている、というようなことがあれば教えて頂きたい。事業自体の継続を拒むものではありませんが、計画終了年

度の扱いが違う事業の審議が並行したため質問したまでです。

説明者（林課長）

この種蔵・打保については距離の長いトンネルが3本、他に短いトンネルもありますが、トンネルに一度着手すると数年間に渡り大きな事業費をそこに継続投入する必要があります、その時々予算のその先の状況がある程度想定しながら、また、部分供用できるかどうかということを含め、それぞれの箇所はどういう予算配分をするのかを考えています。このように、部分供用できる区間の供用を図りながら効果を出しつつ事業を進めているところであり、進捗としては今回少し遅れることとなりますが、特段、都市部とか山間部とかで差をつけているわけではありません。

また、用地買収についても、今回のようにこれだけトンネルが長いと用地面積も少なく済みますが、山間部特有の未相続の問題もあり、多数の相続人がいて買収に時間がかかる場合もございます。山の中で用地買収し易い傾向はありますが、買収に苦勞するところもあり、一律、事業終了年度の扱いを決めているということではありません。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

4) 河川事業 [県事業]

- ・ 審議事業：広域河川改修事業「一級河川 伊自良川」
- ・ 説明者：河川課 課長 岩井 聖

【審議】

水野委員

昭和51年に破堤した石谷地区の危険箇所の整備はほとんど終わっていて、残る上流部を整備している、そういう認識でよろしいでしょうか。

説明者（岩井課長）

5年に1回確率の計画規模としましてはその通りで、今後、上流側の未整備区間の整備を進めていきます。ただ、将来計画20年に1回確率の治水対策が必要という意味では、まだ全体的に改修が必要かと思えます。

石田委員

計画図を見ると河川が急カーブしている箇所があります。道路では設計上、勾配とか曲線半径の規定があると思いますが、河川には曲線半径の規定はないのですか。急カーブ箇所では川岸や、道路が壊れている場面を報道等でよく目にします。

説明者（岩井課長）

曲線半径についての設定はございません。ただ、ご指摘のとおり、当然、水が当たる部分になりますので、こういった箇所は護岸を整備し対応しています。

石田委員

現状、そんな急カーブでは川の水は円滑に流れないのではないのでしょうか。

説明者（岩井課長）

勾配にもよりますが、緩やかに流せば大丈夫です。また、当該箇所では該当しませんが、川が蛇行していて、極端に流下能力が足りないところでは、ショートカットして早く流すよう工事する場合があります。

篠田副委員長

確認させて下さい。スライド番号2で事業期間は昭和45年からとなっています。また、スライド番号4では事業着手時で浸水家屋39戸、これは氾濫シミュレーションからの数値と思いますが、事業着手時というのは、昭和45年度における氾濫想定域の中で、浸水家屋が39戸だったという理解でよろしかったでしょうか。

説明者（岩井課長）

ややこしいのですが、伊自良川の改修を始めたのがスライド番号2のとおり昭和45年度です。ただし、当時、事業評価の制度はなく、改めて事業評価を始めたのがスライド番号4の氾濫シミュレーション図に記載している平成18年度です。そのため、事業評価としては、平成18年度末時点の河道を基準として、浸水家屋39戸を完成時に0戸とするという効果を見込んでいます。

篠田副委員長

ということは、スライド番号4の浸水戸数グラフは、「事業着手時」というよりも「平成18年度時点」ということですか。

説明者（岩井課長）

はい、そのとおりです。

篠田副委員長

だとすると、スライド番号7の図で、平成18年度時点でどこまでが整備済み区間だったのでしょか。初期条件としての整備・未整備が整理されていない状況のため、平成18年度時点からどう整備を進めたら浸水家屋39戸が0戸になるのかが分かりません。

説明者（岩井課長）

スライド番号4の左上の図で、概ね10.0キロメートル地点までが、平成18年度までに整備が済んでいた区間です。

篠田副委員長

スライド番号7の図で、「観音橋」や「鈴ヶ坂橋」付近までは整備済みであった、ということですね。

説明者（岩井課長）

はい。

篠田副委員長

そのため、スライド番号4の氾濫シミュレーションでは、丁度その辺りよりも上流での氾濫が顕著になっている、ということになるのですね。

説明者（岩井課長）

はい。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

5) 河川事業 [県事業]

- ・ 審議事業：広域河川改修事業・大規模特定河川事業「一級河川 鳥羽川」
- ・ 説明者：河川課 課長 岩井 聖

【審議】

水野委員

河川改修は基本的には下流側から整備するとは思いますが、スライド番号4の氾濫シミュレーションのように、明らかに上流部の山口市付近での浸水が顕著になっている場合でも、整備は後回しになるのでしょうか。

説明者（岩井課長）

先ほども事業着手の時点が異なり分かりづらいとのご指摘がありましたが、スライド番号7の図の黒実線が、昭和48年度事業着手からの整備済み区間であるのに対し、氾濫シミュレーション上の着手時点である平成17年度時点では、岐阜市側が整備済みとなり、山口市を上流方面に向け整備を進めていく状況でした。スライド番号4で示した氾濫シミュレーションでは山口市の区域で氾濫が顕著になっていますが、平成17年度以降、山口市内の整備を順次進めているところでございます。いずれに

しましても、下流側から整備していることには変わりはありません。

水野委員

上流で被害が想定されたとしても、やはり下流側から整備を進めるということになるのですね。

説明者（岩井課長）

実際のところ、スライド番号3でお示したとおり、昭和の事業着手当時、岐阜市内でも大規模な浸水被害が発生していたところでございます。

水野委員

平成17年度の数値解析の図では山県市のみ被害が出ていますが、事業着手当時は、岐阜市を含め全域に被害が発生していたということですね。

説明者（岩井課長）

はい。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

6) 河川事業 [県事業]

- ・ 審議事業：広域河川改修事業「一級河川 石田川」
- ・ 説明者：河川課 課長 岩井 聖

【審議】

池田委員

2点あります。費用対効果分析について資料で説明されていますが、費用対効果分析の値の増加割合がとても大きく、制度が変わったという説明だけでは分かりにくいため、もう少し説明頂きたいのが1点です。

もう1点は、こうした事業を計画する際に、本日であれば河川事業が3つ挙げていて総事業費や流域面積の規模が何倍と大きく違いますが、事業期間がもともと長い期間で計画されていて、規模の小さなものも同じように長期の計画期間が組まれている状況ですが、そもそも事業期間設定の考え方について教えて頂きたい。

説明者（岩井課長）

費用対効果の値が増加した原因ですが、いろいろな理由があり、複合的に絡み合っています。まず、平成28年度から令和3年度へ評価時点が変更となり、物価上昇に

よる資産額上昇により便益が約1.2倍に増加しています。次に、農地被害に関する便益の算出方法が変わり、今まで一般資産額を基にして農地被害を推定していたところ、農地は農地で一般資産とは別で算出する、農地面積に応じて被害額を算出する方法に変更となり、その算定方法の見直しにより、便益が約1.3倍に増加しています。さらに、前回設定していなかった破堤地点を設定して1/20確率までの降雨に対する効果も便益に含むようになったこと、そうした氾濫シミュレーションの精度の向上により便益が1.9倍に増加しています。一方、費用も増加してきて、設計が進むにつれて事業費の精度が上がり増額していますが、全体的な費用対効果の値としましては、増加しているところです。

2点目の事業の進め方については、今回は3河川の案件を審議頂いていますが、岐阜県内には多くの河川事業実施箇所があり、その中で、近年、浸水被害があったところを重点的に整備しながら、県内全体を順次整備している状況のため、予算の関係もあり、事業期間が長期化する傾向があるかと思えます。

池田委員

1点目の説明中の、破堤地点とは何か教えて下さい。

説明者（岩井課長）

堤防の決壊地点です。便益を算出する場合、堤防が決壊するかしないか、決壊すれば被害額を効果として算定します。事業によってどれだけ浸水範囲が無くなるかを算出しますが、前回事業評価の時に氾濫しないとしていた箇所が、氾濫するという評価になりましたので、堤防を決壊させる破堤地点を設定して便益を算出しました。

池田委員

2点目、事業期間についてですが、昭和52年度から令和17年度という事業期間は、昭和52年の時点で決まっていた期間でしょうか。

説明者（岩井課長）

いいえ、昭和52年度ではなく、令和17年度という計画終期が決まったのは平成18年度、河川整備計画を策定したときです。概ね30年間程度の事業メニューということで、今回の計画規模1/5確率の事業計画をつくり、そこで全体の事業費と事業期間を決めておりますので、平成18年度ということになります。

池田委員

昭和52年の時点では、この事業評価はなかったということですが、その時点では何年ということは決めてあったけども、評価制度ができたため、平成18年度に改めて設定したということでしょうか。

説明者（岩井課長）

昭和52年の当時の資料が手元になく、具体的な設定年度をお答えできないのですが、改めて平成18年度に決めたということです。

池田委員

総事業費77億円というのは、それまでに使われた事業費分と、その時点からその先の必要事業費を予測した分で算出しているということでしょうか。

説明者（岩井課長）

はい

篠田副委員長

質疑の中で破堤させるという話がありましたけど、そもそも、氾濫シミュレーションでは越水か溢水をさせているのではないかと思うのですが、ハザードマップなら破堤ということはあるのですが、事業評価の時に破堤をさせるものなのでしょうか。

説明者（岩井課長）

破堤させます。同じように評価します。

篠田副委員長

そうなのですね。とすると、先ほどからの2つの事業も含めて、破堤に関しては、ハザードマップを作るときと同じように、過去の破堤箇所等の状況から破堤のポイントを仮想的に決めて氾濫シミュレーションを行っているということですね。ですから越水・溢水のみではないということですね。

説明者（岩井課長）

はい。

篠田副委員長

そういうことであれば、この氾濫シミュレーションはかなり危険側で考えられていると思いますが、実際には、上流の方も土地被覆の改変、例えば今まで水田があった場所に説明資料にあるようなものづくり産業の集積地が整備されたり、さまざまな土地改変が行われることによって、雨水の流出が早くなり、それによって、河道内の水位が高い状態が急激におこる、または、その高い状態が長時間維持されることによって破堤に繋がる、ということも十分考えられるわけですし、5年確率で整備しているわけですから実際にはもっと甚大な被害が起こる場合も十分考えられるわけで、河川事業は非常に時間を要することは分かるのですが、これは質問ではなく要望ですが、できるだけスピードを上げて、事業の遅れが無いように取り組ん

でいただきたいと思います。

【審議結果】

事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

(3) 委員会開催計画の変更について

【質疑・意見】

なし

【審議結果】

・今後の開催計画を次のとおりとする。

回	開催日時	開催場所	議事内容
第4回	10月25日（月） 午前	岐阜県 水産会館 中会議室	○再評価の審議 ・林道事業（森林整備課 3件） ・道路事業（道路建設課 1件） ・河川事業（河川課 3件）
第5回	2月以降 （後日決定）	後日決定	○再評価の審議 ・道路事業（道路建設課 1件） ・街路事業（都市整備課 2件） ・河川事業（河川課 2件） ○社会資本総合整備計画評価の審議 ・河川事業（河川課 1件） ・道路事業（道路建設課 1件） ・下水道事業（下水道課 1件） ・住環境整備事業（建築指導課 1件） ・住宅事業（住宅課 1件）

・令和3年度第6回委員会是不開催とし、以下の事後評価3案件の審議については、令和4年度第1回委員会に延期して行う。

【事後評価】

農業農村整備事業（農地整備課） 県営中山間地域総合整備事業 恵那北部
治山事業（治山課） 復旧治山事業 水上沢
道路事業（道路建設課） 道路改築事業（主）岐阜関ヶ原線丈六道工区

(以上)